

協議会様式属性集計表および調書記入に関するQ &A

令和2年 1月

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会属性集計表および調書記入に関するQ&A 目次

A 全般に関して

- 1 ー 施設ID値とマップ位置との不整合について
- 2 ー 「措置後」の記入判断について
- 3 ー 成果品の事前提出について
- 4 ー 概要書作成上の注意(その1)
- 5 ー 措置後(市町村が「措置」と判断した時のみ)のデータ入力フロー図
- 6 ー 納品書類のタイトルの付け方について
- 7 ー 納期・工期の種類と考え方について
- 8 ー 納品書類の書式について
- 9 ー 属性集計表提出時のエクセルシートの種類について
- 10 ー 対象となる道路施設個々についての評価順位について
- 11 ー 平成28年度以降の施設ID取得について 平成29年3月8日再度変更
- 12 ー 「措置後」の電子データ作成について(市町村が希望した時のみ)
- 13 ー JV発注が行われた時の調書等の記入について

B 橋梁点検

- 1 ー 独立した構造体の側道橋が付随している場合の記入について
- 2 ー 同一橋梁でコンクリート桁と鋼桁が橋軸方向に存在している場合
- 3 ー 同一橋梁で同一材料の桁であるが構造形式の異なる桁が存在している場合
- 4 ー 損傷が無い場合も写真は添付するか?
- 5 ー 橋台形式・橋脚形式が二種類ある場合はどちらを記入するか?
- 6 ー ボックスカルバート形式の橋の上部工・下部工は?
- 7 ー デッドスペースが有る場合の幅員とは?
- 8 ー 実際、現場に「荷重9t」等の表示が有った場合
- 9 ー 現橋の構造が点検時に判断できない場合
- 10 ー 補修工事を実施した後、当該箇所のみ判定した場合の調書記入等
- 11 ー 「点検調書」1枚目の「部材単位の診断」と「道路橋毎の健全度の評価」について
- 12 ー 協議会様式点検調書様式-2の「点検履歴」欄および「措置履歴」欄について
- 13 ー 協議会様式点検調書様式-3の変状範囲等の表示について
- 14 ー 協議会調書1ページ目「部材単位の診断」変状の種類及び備考の記入について
- 15 ー 協議会様式点検調書様式3-(2)(損傷図)、様式4-(2)(損傷写真)の追加
- 16 ー 協議会様式点検調書1ページ目「断面図」への「全景写真」挿入について
- 17 ー 部材単位の診断の判定区分が「I」の時の協議会様式点検調書様式-3および様式-4への記載について
- 18 ー 側道橋が付随した橋梁で、発注費用が別々に積算(変更増も含む)されている時の扱いについて
- 19 ー 協議会様式調書様式-1に断面図が複数ある場合の記入について
- 20 ー 小規模橋梁直営点検に於ける「簡易入力項目」の項目および注意点は?
- 21 ー 「措置」の記載について
- 22 ー 国交省提出様式の左下側にある「全景写真欄」の幅員について
- 23 ー 溝橋の道路幅員計測(全幅員、有効幅員)、協議会調書への記入について
- 24 ー 2巡目点検以降の国総研様式(損傷図)に付記する事項。
- 25 ー 国交省提出様式(令和元年7月3日)「橋梁ID」追加について
- 26 ー 包括点検成果品へのCD追加(CADソフト)について
- 27 ー BOXカルバート頂版のとらえ方について(B-6に記載)整理確認
- 28 ー **変形形状の為、起点側幅員と終点側幅員が異なる場合の幅員寸法について**

C のり面・土工構造物点検

- 1 ー 発注では1物件であるが、複数の施設物が存在している場合
- 2 ー 発注では1物件であるが、沢筋等で二股に分かれて施設物が存在している場合
- 3 ー 協議会様式調書の「道路有効幅員」とはどの位置での計測か?または、路線の

平均か？

- D トンネル点検
- 1 ー トンネル診断書の「変状区分毎の健全性」の項で「外力」の単位が「スパン」になっているが「個所」ではないか？
- E 標識・照明点検
- 1 ー 照明灯点検において、灯具形式の記号が判明しているが手引書No.22の一覧表に記号が記載されていない場合の処理について
 - 2 ー 支柱形式が手引書に記載されているもの以外の形式の場合の処理について
 - 3 ー 支柱の設置形式が2種類以上の方式で行われている場合

点検サイクル2巡目以降のQ&A

- 2A 全般に関して
- 1 ー 前回施設ID値と現地計測値が一致しない場合の施設ID値はどのようにするか
 - 2 ー 前回点検と比較し、損傷状況に変化(判定評価が変わった)場合の表示

A 全般に関して

A-1 道路施設点検データ管理システムの地図および国土地理院のサイト地図とグーグルマップの位置とが異なる場合がある。

- 1) 場所によって10m程度位置がずれる場合があることを確認しております。換算ページなどで異常を確認したらデータ管理者と協議願います。

A-2 道路施設点検時の軽微な処置を「措置」と判断し「措置後」への記入を行うか否か。

- 1) 「措置した」と判断するか否かは、施設を管理する市町村が決定する事柄なので、「ボルト増締」や「敷鉄板設置」などを行った場合は、記入について役所の指示を得る。
- 2) 記入した場合は、所定の様式に則って作成した電子データでの入力を行う。

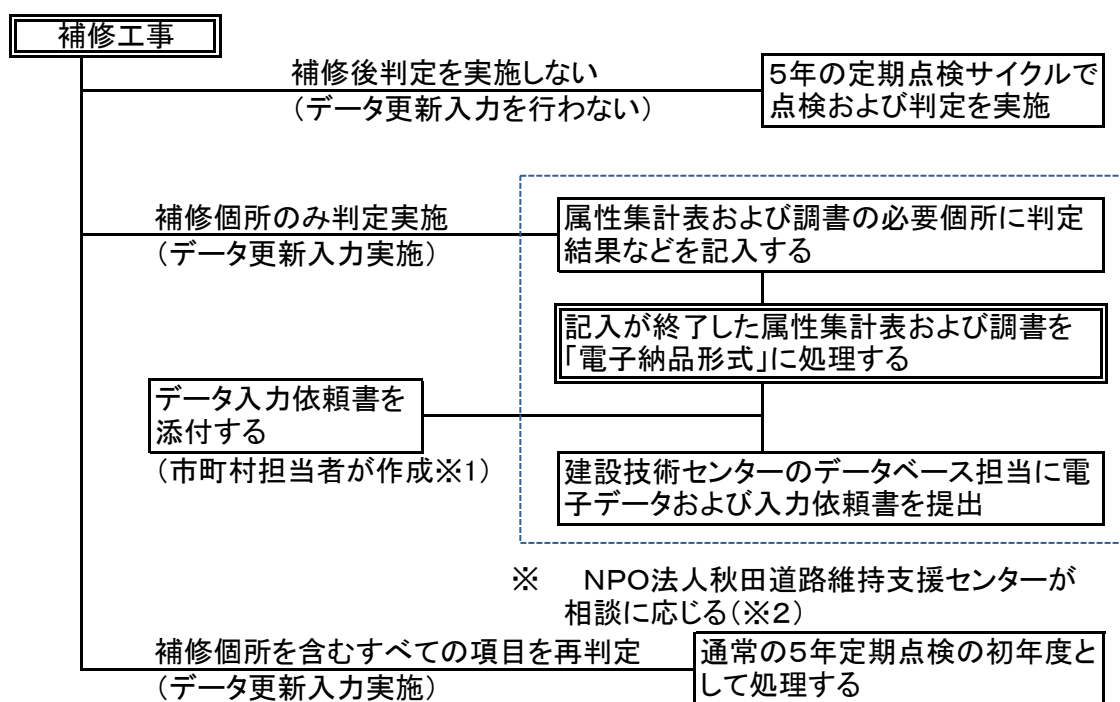
A-3 成果品の事前提出はどのようにするか？

- 1) 成果品の事前提出は、「施設IDの数字について大きなミスは無いか？」「データベース入力について問題は無いか？」を仮入力でチェックする目的で行うものである。
- 2) 「施設ID算出資料(地図印刷含む)及び調書」はNPOの検査員に、「事前成果品CD」はデータベース管理者にそれぞれ遅くとも工期の20日前には提出する。
- 3) データベース登録対象は次の3種類であるが、ていつつ「協議会様式調書」および「協議会様式点検調書」の2種類について電子納品形式に処理したものを事前提出す
 - (1) 業務報告書(電子納品形式)
 - ◎ (2) 協議会様式属性集計表(電子納品形式)、協議会様式点検調書(電子納品形式)
 - (3) 国交省提出様式(エクセル)
 - (4) 国総研様式調書または点検の記録(エクセル・ワード・PDF)
 - (5) 点検野帳(PDF)

A-4 概要書作成上の注意(その1)……例、橋梁

- 1) ○○町橋梁点検総括表の「橋梁健全度」に記載される背景カラーと「(4)評価結果及び所見」記載の評価ランクのカラーは同じくすること。

A-5 措置後(市町村が「措置」と判断した時のみ)のデータ入力フロー図



※1 手引きP9参照 道路施設点検業務の電子納品手引き(案)平成28年3月版

※2 NPOが点線枠内の作業を実施した場合は費用が掛かります

A-6 納品書類にタイトルを付ける場合の注意点について

- 1) 包括発注業務に於ける契約行為には二種類あります。
A・各市町村と連絡協議会との間に交わされる委託契約
B・連絡協議会とコンサルとの間に交わされる委託契約(包括発注)
- 2) 納品する書類などには全て「A」のタイトルを記載します。(市町村側から見た発注件名)技術センターに納品する書類にも同様のタイトルを記載します。
但し、データベース担当者へ提出する「電子納品データ」については「電子納品手引書(案)」に基づいた設計書コードなどの様式で納品願います。

A-7 納期・工期の種類と考え方について

例題 A市橋梁点検……20橋……10月30日工期で連絡協議会と契約
B町橋梁点検……10橋……10月30日工期で連絡協議会と契約
C市シェッド点検……1本……10月27日工期で連絡協議会と契約
上記物件が包括され…C100-Y12…11月7日工期で…Dコンサルと契約、その後B町から5橋が追加され…B町との工期が10月30日から3月18日に延期、同時に包括発注…C100-Y12…の工期が11月7日から3月25日に延期

- 1) A市の橋梁点検20橋については、A市と協議会との契約工期が10月30日であるので、A市への納品は10月15日～10月30日に実施される。従って、NPOの納品検査(属性集計表及び協議会様式調書)は10月8日頃から行われる。
データベースへの仮入力(入力テスト)は10月10日頃に行われる。
データベースへの入力完了は11月1日である。
また、C100-Y12の工期が3月25日に延期になったので、技術センターに納品のA市・B町・C市一括書類は3月25日までに完了すればOKである。
- 2) B町の橋梁点検15橋については、B町と協議会との契約工期が3月18日に延期なので、B町への納品は3月7日～3月18日に実施される。従ってNPOの納品検査(属性集計表及び協議会様式調書)は2月26日頃から行われる。
データベースへの仮入力(入力テスト)は2月27日頃に行われる。
データベースへの入力完了は3月19日である。
また、C100-Y12の工期が3月25日に延期になったので、技術センターに納品のA市・B町・C市一括書類は3月25日までに完了すればOKである。
- 3) C市のシェッド点検3本については、C市と協議会との契約工期が10月27日であるので、C市への納品は10月12日～10月27日に実施される。従って、NPOの納品検査(属性集計表及び協議会様式調書)は10月5日頃から行われる。
データベースへの仮入力(入力テスト)は10月7日頃に行われる。
データベースへの入力完了は10月28日である。
また、C100-Y12の工期が3月25日に延期になったので、技術センターに納品のA市・B町・C市一括書類は3月25日までに完了すればOKである。

A-8 納品書類の書式について

- 1) 紙ベースでの納品書類に関するタイトルなどについては、A-6に記載しており、また、「平成28年2月5日改訂の包括書類表紙等」に様式例を記載してあります。
例ではエクセル、ワードの明記はしていませんが、「協議会様式調書」および「属性集計表」のみエクセルでの作成としてください。他はワードでもOKとします。

A-9 属性集計表提出時のエクセルシートの種類について

- 1) 属性集計表を電子納品として提出する場合は「属性集計表(提出用)シート」および「参照データシート」以外のシートは削除して提出のこと。

Aa-10 対象となる道路施設個々についての評価順位について

- 1) 今回点検したものについて、同一ランク(例えば、判定区分「Ⅲ」ランク)内での順位付けは行わない。特別に市町村から要望があった場合は、納品成果品の枠外として参考提出することとし、「連絡協議会」としての提出物(参考資料含む)としての提出はしない。

A-11 平成28年度以降の施設ID取得について **平成29年3月8日再度変更**

- 1) 施設IDの取得に当たっては、緯度・経度の”秒”を0.000とコンマ以下3桁まで取得してからID値に変換する。ただし、コンマ以下3桁目が取得不可能な場合は、3桁目を”0”（ゼロ）として計算したものをID値とする。
- 2) **平成29年3月8日再度変更**
 - (1) **施設IDの取得に当たっては、緯度・経度の”秒”を0.00とコンマ以下2桁まで取得してからID値に変換する。緯度・経度の記入も同様とする。**

A-12 「措置後」の電子データ作成について

※ 措置後データ更新は、データベース上の点検データに措置後のデータを追記することを、市町村が希望した時のみ行われる。従って、追記がなければ次回点検までデータがそのまま残ることになる。

- 1) 措置個所の点検を行い「措置後の判定評価」を確定する。（施設の再点検では無い）
- 2) 「措置前のデータ」および「今回入力の為の設計コード」がデータベース管理者から点検実施者に送信される。
- 3) 点検実施者は送られたデータを基に、属性集計表および協議会様式調書の「措置」項目に必要な事項を追記する。
- 4) 上記を、送信された設計書コードで電子納品形式のCDを作成しデータベース管理者に提出する。

A-13 JV発注が行われた時の調書等の記入について

- 1) 協議会様式調書および属性集計表への記入
 - 「点検会社名」……「〇〇共同企業体（JVと略記する）」とする。
 - 「管理技術者」……「親会社の管理技術者氏名」とする。
 - 「点検技術者」……「実際に点検した会社の点検技術者氏名」とする。
- 2) 国交省様式調書への記入
 - 「点検者」……「〇〇共同企業体（JVと略しても可）」とする。
 - 「点検責任者」……「親会社の点検責任者」とする。

B 橋梁点検

B-1 1物件として発注されているが、構造体として独立している側道橋が道路橋に付随(鋼橋+鋼側道橋、鋼橋+コンクリート側道橋、コンクリート橋+鋼側道橋)している場合の記入内容は？

- 1) 側道橋部分の点検結果は「部材単位の診断」欄にある「その他」に記載する。
- 2) 側道橋としての判定を「部材単位/その他」の判定区分欄に記入する。この結果が道路橋部分よりも低い判定であっても、道路橋毎の健全度の評価には関係しない。
- 3) 調書の「橋梁の種類」・「上部構造形式」・「下部構造形式」など「その他」以外の項目の全てには道路橋の部分を判定結果として記入する。
- 4) 調書「様式-3(2)および様式-4(2)」の「その他(側道橋)」としてデータ・写真を記入する。
- 5) 連絡協議会の行政マネジメントチームでは、独立した構造体の側道橋については「別物件の橋梁」として変更契約するように働き掛けを行っております。

B-2 1つの橋梁において、コンクリート桁と鋼桁が橋軸方向に存在する場合の記入は？

- 1) コンクリート桁と鋼桁を比較して支間長の長い方を代表として記入する。
- 2) コンクリート桁と鋼桁の支間長が同一の場合は判定ランクの低い方を代表として記入する。
- 3) 「下部工形式/橋台」や「起点支承」・「起点伸縮」など代表されない桁種類に係るものも存在するが、そのまま代表されないもので記入する。
- 4) 「部材単位の診断」や「道路橋毎の健全度の評価」については、コンクリート桁・鋼桁のいずれかの中でランクの低い方を記入する。
- 5) 橋梁の種類で「複合橋」とは、波型ウェブ鋼板桁のように主桁の構成が2種類以上の材料でできている場合を言う。

B-3 1つの橋梁において、同一種類の材料の桁であるが桁の構造形式が異なる桁が橋軸方向に存在する場合の記入は？

- 1) 二つの桁長を比較して支間長の長い方を代表として記入する。
- 2) 桁の支間長が同一の場合は判定ランクの低い方を代表として記入する。
- 3) 「下部工形式/橋台」や「起点支承」・「起点伸縮」など代表されない桁に係るものも存在するが、そのまま代表されない方の構造名称で記入する。

B-4 様式-3(1)で損傷が無いと判定された場合であっても様式-4(1)に写真は必要か？

- 1) 「主桁」「床版」「下部工」「支承」についてそれぞれ代表的な健全個所の写真を添付する。なお、上記については様式-3(1)に略図を記載し「損傷無し」と明示しておく。

B-5 橋台形式・橋脚形式が二種類ある場合はどちらを記入するか？

- 1) 橋台はA1の形式を、橋脚はP1の形式をそれぞれ記入する。

B-6 ボックスカルバート形式の橋の上部工・下部工は？

- 1) 側壁面を下部工として、上面を床版桁床版として点検する。
- 2) 下面は水路内にある場合が多いので点検対象外とする。

B-7 デッドスペースが有る場合の幅員とは？

- 1) 道路線形上の幅員を橋梁幅員とし、デッドスペース部分は参入しない。

B-8 実際、現場に「荷重9t」等の表示が有った場合の記入は？

- 1) 協議会様式属性集計表への記入は「制限荷重あり」と記入する。
- 2) 協議会様式点検調書への記入は「制限荷重あり」または「9t荷重制限」のどちらでも良い。

B-9 現橋の構造を点検時に判断できない場合、または、既存の台帳と現橋の構造が明らかに異なっている場合。

- 1) 鋼桁の合成・非合成は外観からは分かりづらいので判断は留保し「不明」とする。
- 2) 既存台帳と明らかに異なる場合は発注市町村に確認のうえ、構造形式を記入する。
- 3) 2)によりがたい場合は、「簡易H型鋼・H形鋼桁不明」「鋼溶接・I桁不明」等を記入する。

B-10 補修工事を実施した後、当該箇所のみ判定した場合の調書記入・電子データの提出

- 1) 調書1ページ目の「直近補修年」欄に工事した暦年を記載する。
- 2) 調書1ページ目の「措置後に記録」欄のうち、部材単位の診断の中の該当箇所に結果を記載する。
- 3) 調書1ページ目の「措置後に記録」欄の「再判定区分」については、工事箇所を判定した結果、道路橋毎の健全度の評価が変化した場合のみ、変化の結果を記載する。
- 4) 調書2ページ目の「直近補修部材名」「直近補修工法名」にそれぞれ該当内容を記載する。
- 5) 調書2ページ目の「措置履歴」欄に該当内容を記載する。ただし、今回判定は補修工事を実施した箇所についてのみであるので「点検履歴」欄には記載しない。
- 6) 調書3ページ目の損傷状況図および4ページ目の損傷写真については、補修工事を実施した部位のみ「補修工事後」と注記のうえ、変更記載する。
- 7) 以上の変更を属性集計表にも実施し、それぞれの電子データを電子納品形式で提出する。

B-11 「点検調書」1枚目の「部材単位の診断」と「道路橋毎の健全度の評価」について

- 1) 点検調書1ページ目の「道路橋毎の健全度の評価」は「部材単位の診断」の結果から最悪値を参考に判定することになっていますが「部材単位の診断」には「その他」の項目があり、その項目には「橋梁の構造に影響する部材」以外のものも含まれているので、構造に影響する項目以外の項目(例、路面段差、高欄状況など)は除外して評価すること。ただし、安全性に影響する事柄は、その緊急対応の必要性をコメントとして別に記載すること。

B-12 協議会様式点検調書2ページ目の「点検履歴」欄および「措置履歴」欄について

事例①橋梁毎の判定結果が「Ⅰ」、「その他」の項目判定結果が「Ⅲ」

事例②橋梁毎の判定結果が「Ⅱ」、「その他」の項目判定結果が「Ⅲ」

- 1) 点検調書2ページ目の「点検履歴」欄への記入は、点検を実施した期日での「橋梁毎の評価」を記載する。所見欄にはその判定に至った理由を記載するが、前項に述べた「安全」に対するコメントをも記載することとする。
①の事例では点検履歴欄の「判定区分」には「Ⅰ」を記入し、構造体が「Ⅰ」である理由を記載。同じ文章欄には「その他はⅢ」と記載し、その理由も同時に記入する。
②の事例では点検履歴欄の「判定区分」には「Ⅱ」と記載し、文章欄には「Ⅱ」の理由を記載。同じ文章欄には「その他はⅢ」と記載し、その理由も同時に記入する。
- 2) 「措置履歴」欄への記入は、「措置を行ったと管理者がみなした作業等」を実施した時に行うが橋梁毎の判定区分に変化があってもなくてもその時点での結果を記載する。また、管理者が橋梁毎の判定を実施しなかった場合は「未判定」と記載する。

B-13 協議会様式点検調書様式-3の変状範囲等の表示について

- 1) 協議会様式調書様式-3に変状の範囲等を付図する場合、写真添付箇所の赤色表示以外にはカラー表示を行わない。(データが重くなったりカラーの意味が不明になったりする)

B-14 協議会調書1ページ目「部材単位の診断」変状の種類及び備考の記入について

- 1) 記入例 判定区分が「Ⅰ」であって変状が無い場合。変状の種類欄には「変状無し」備考欄には同じく「変状無し」や「損傷は見られない」等と記載し、未記入はなくす
- 2) 記入例 該当する部材が存在しない場合(例、横桁が無い)、判定区分欄は「対象無し」と記載し変状の種類欄には「横桁無し」と記載、備考欄にも同じく「横桁無し」と記載する。
- 3) 上記は措置後の記載にあっても同じとする。

B-15 協議会様式点検調書様式-3(損傷図)、様式-4(損傷写真)の追加

- 1) 協議会様式点検調書様式-3と様式-4は「主桁、床版、下部工、支保」に対応しているので、これらの箇所(代表的箇所、対象がない場合は斜線)については変状があっても無くても記入し、「その他(地覆、高欄、路面など)」に変状があった時のみ追加添付する。「その他」に変状が無かった場合は追加添付は不要である。

B-16 協議会調書1ページ目「断面図」への「全景写真」挿入について

- 1) 市町村によっては、橋梁台帳としての機能アップを目指して、協議会様式点検調書1ページ目の断面図の下半分に「全景写真」の挿入を求められる場合があるので、平成28年度27年繰越を含む)点検以降の成果品には全景写真の挿入を行うこととする。

B-17 部材単位の診断の判定区分が「I」の時の協議会様式点検調書様式-3および様式-4への記載について

- 1) 協議会様式点検調書様式-3への斜線の記載は「対象となる部材が存在しない場合」である。判定区分が「I」の場合は「図を描き、変状無しの文言を記載する」こととする。
- 2) 協議会様式-4については、代表的写真を添付し、判定区分欄に「I」と記載する。

B-18 側道橋が付随した橋梁で、発注費用が別々に積算(変更増も含む)されている時の扱いについて

- 1) 独立した構造物として、道路橋部材、側道橋部材に別々の積算がつけられている橋梁では、それぞれが独立した2つの橋梁として、属性集計表および調書を作成する。
- 2) 道路橋部分は道路中心で、側道橋部分は側道中心でそれぞれ施設ID値を計測・設定するが、同じ数値にならないように注意する。(例、ID値の7桁目を変化させる。)

B-19 協議会様式調書様式-1に断面図が複数ある場合の記入について

- 1) 全て書ききれないと想定される場合は、協議会様式調書様式-1ページの「一般図」欄の「断面図」「全景写真」の仕切りを移動させても良い。

B-20 小規模橋梁直営点検に於ける「簡易入力項目」の項目および注意点は？

- 1) 下記の通り
「橋梁名」「路線名」「市町村名」「点検年月日」「路下条件」「道路橋の判定区分」「橋長」「有効幅員」「市町村番号」「起点緯度」「起点経度」「橋梁ID」の12項目とすることが出来る。
- 2) 属性集計表の項目名(セル)の追加、変更、挿入、削除は一切認めない。ただし、入力しない項目は「列の幅」をゼロ桁として表示しないことは可能である。
- 3) 簡易入力の作成に当たっては、予めデータベース管理者と協議の上実施すること。

B-21 「措置」の記載について

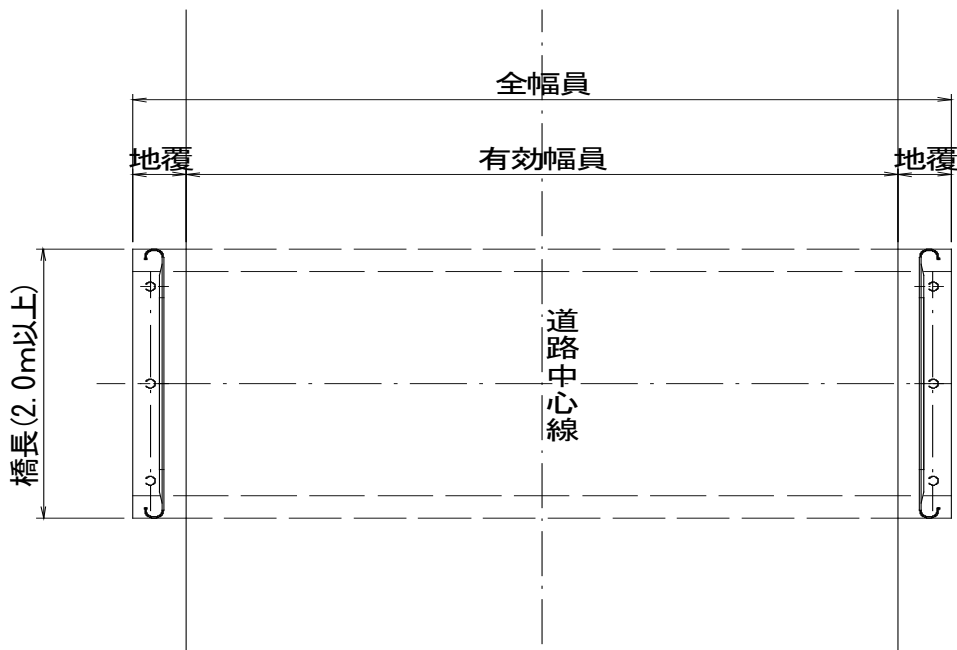
- 1) 協議会様式調書様式-1「諸元ページ」の右下、措置後に記録欄への記載は点検報告後に改めて設計等が行われ、工事が終了した場合であって、且つ、道路管理者が措置したと判断した時のみ記載する。
- 2) 協議会様式調書様式-2「点検・措置ページ」の右側 措置履歴 欄への記載は点検時の判断による。通行規制、敷鉄板敷設、単管パイプによる高欄補強等を含めて、上記1)に示した措置などすべての措置作業を記載する。

B-22 国交省提出様式の左下側にある「全景写真欄」の幅員について

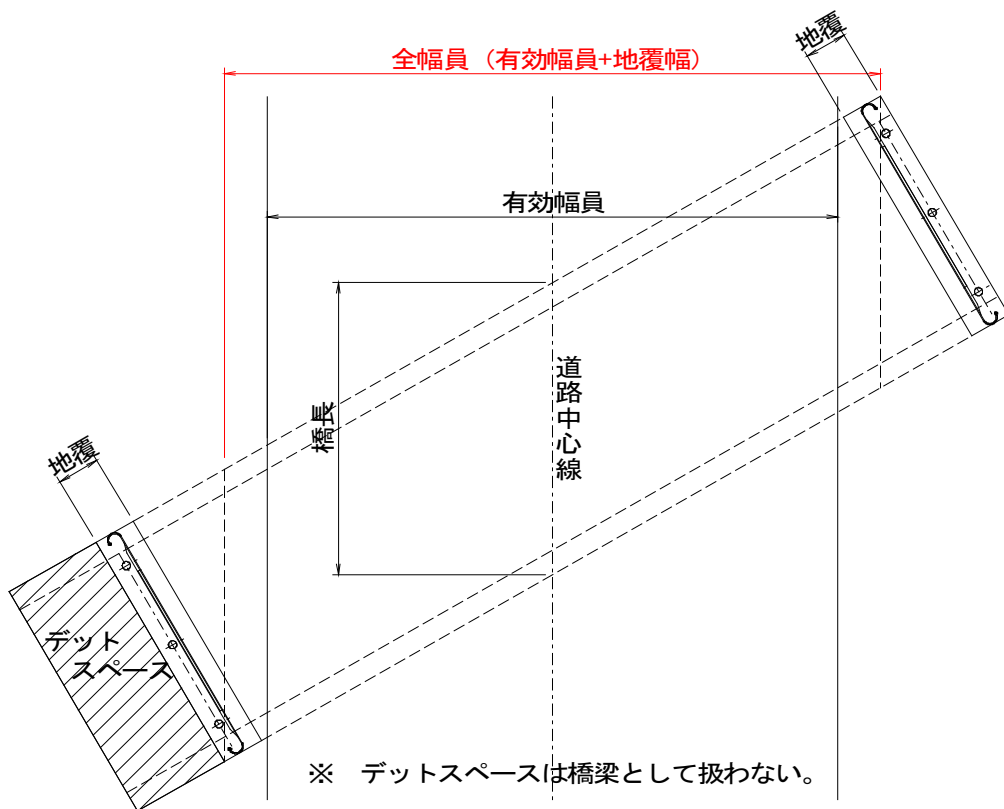
幅員は有効幅員を記載する。(平成30年2月センターと協議確認)

B-23 溝橋の道路幅員計測(全幅員、有効幅員)、協議会調書への記入について
 ※ デットスペースは橋梁幅員に含まないが、点検は行う。ただし、極端にデットスペースが大きい場合には橋梁管理者と協議の上、点検範囲を決める。

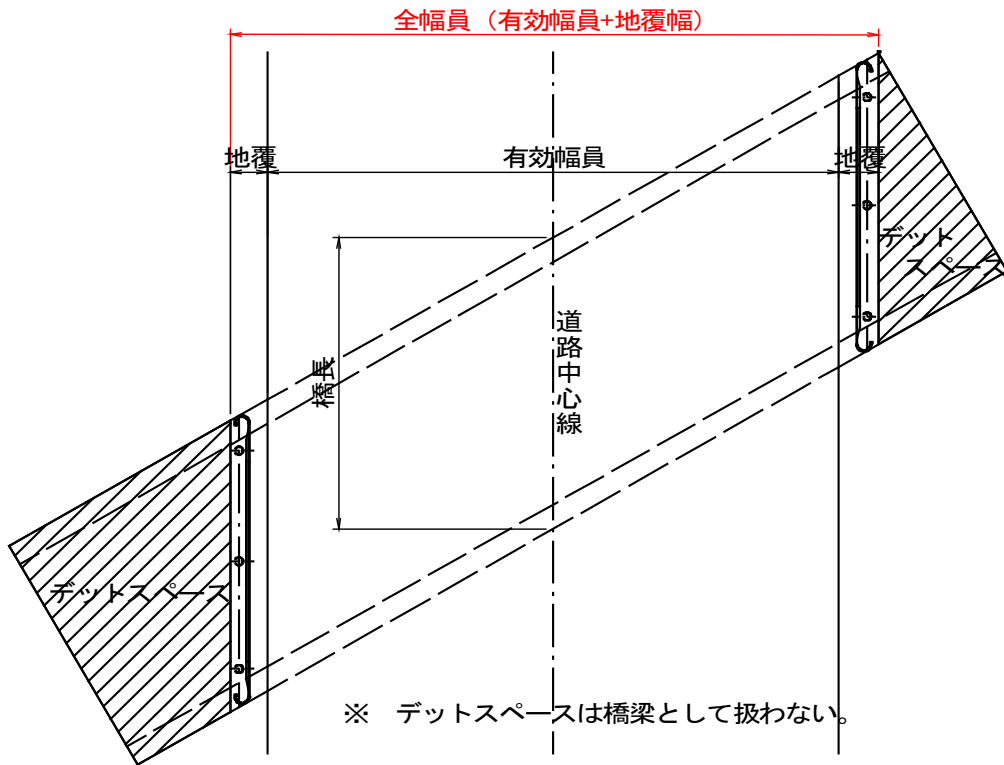
(1)地覆有
 1) 標準型



2) 斜型(地覆:函渠工端部)

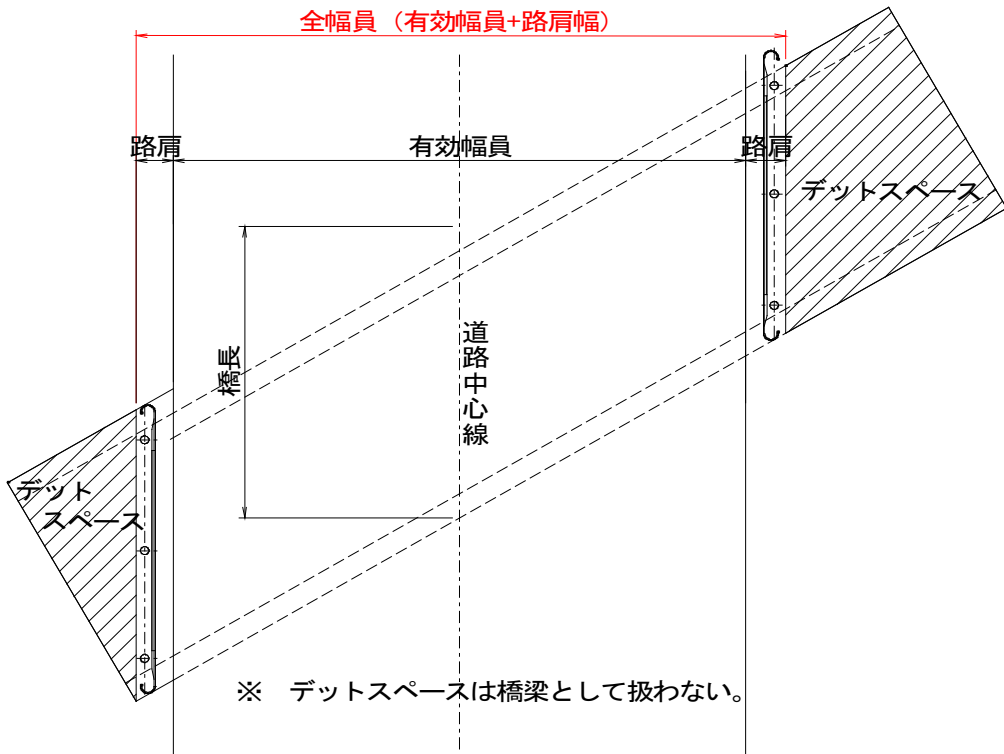


3) 斜型(地覆:道路工端部)

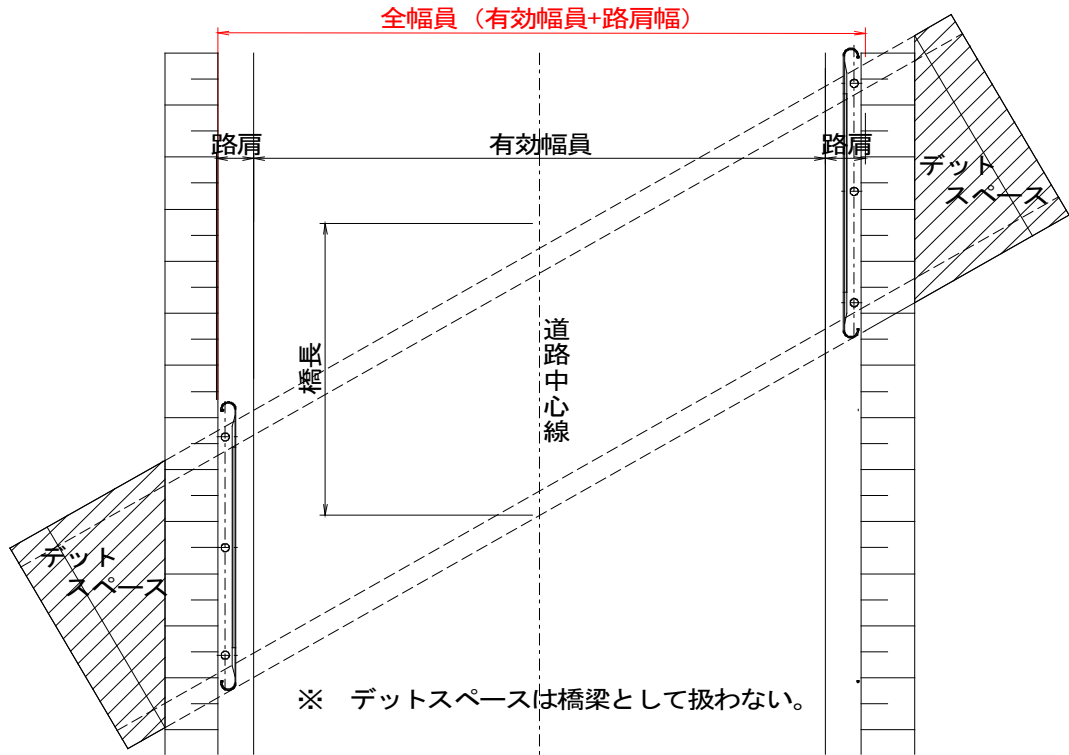


(2) 地覆無し

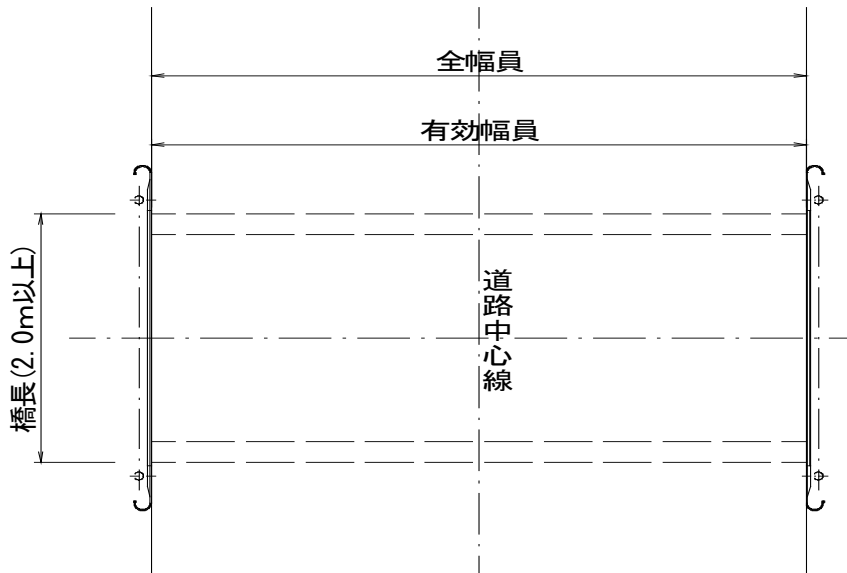
1) 斜型(高欄:道路横)



1) 斜型(高欄:盛土道路横)

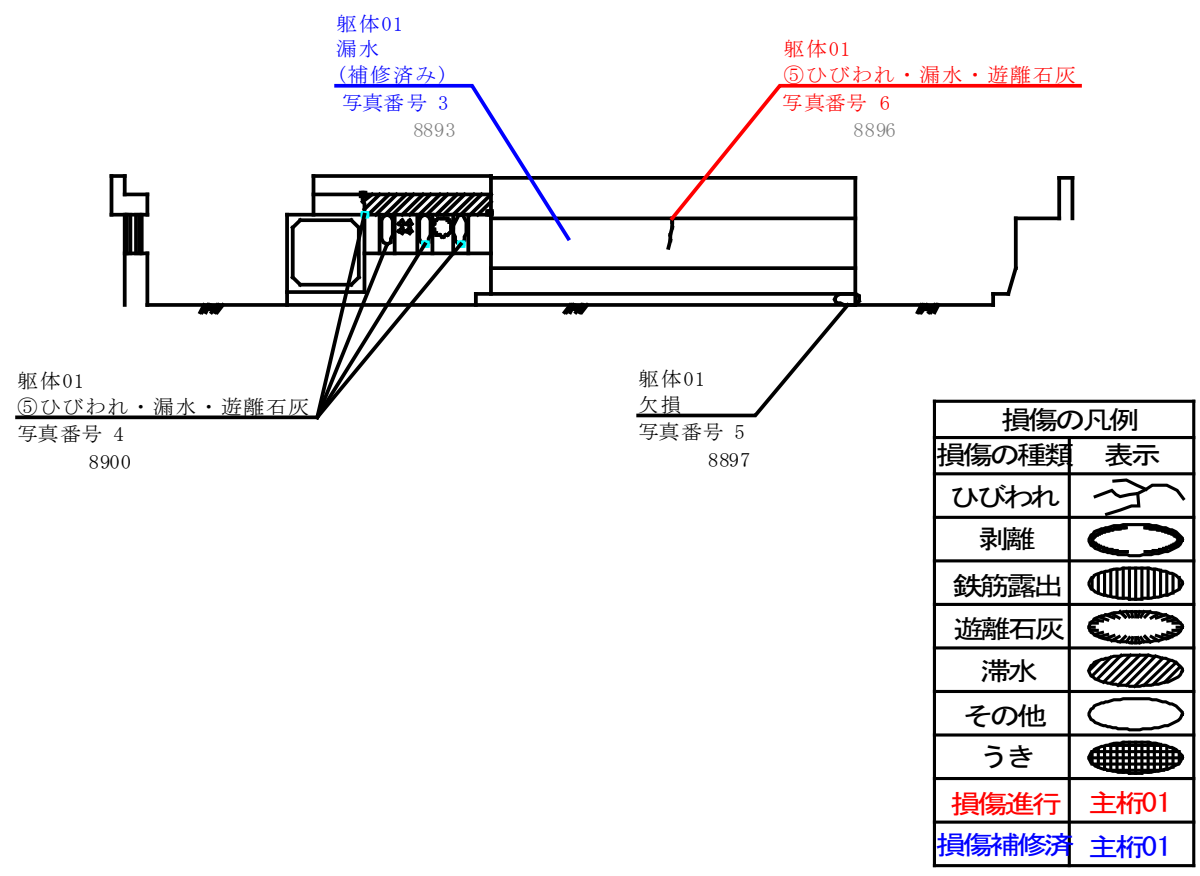


3) 標準型(高欄:函渠脇)



B-24 2巡目点検以降の国総研様式(損傷図)に付記する事項。
 ※ 損傷が進行している部材は「赤書」で注記とし、補修の終了した部材は「青書」で注記を行うものとした。

A1橋台

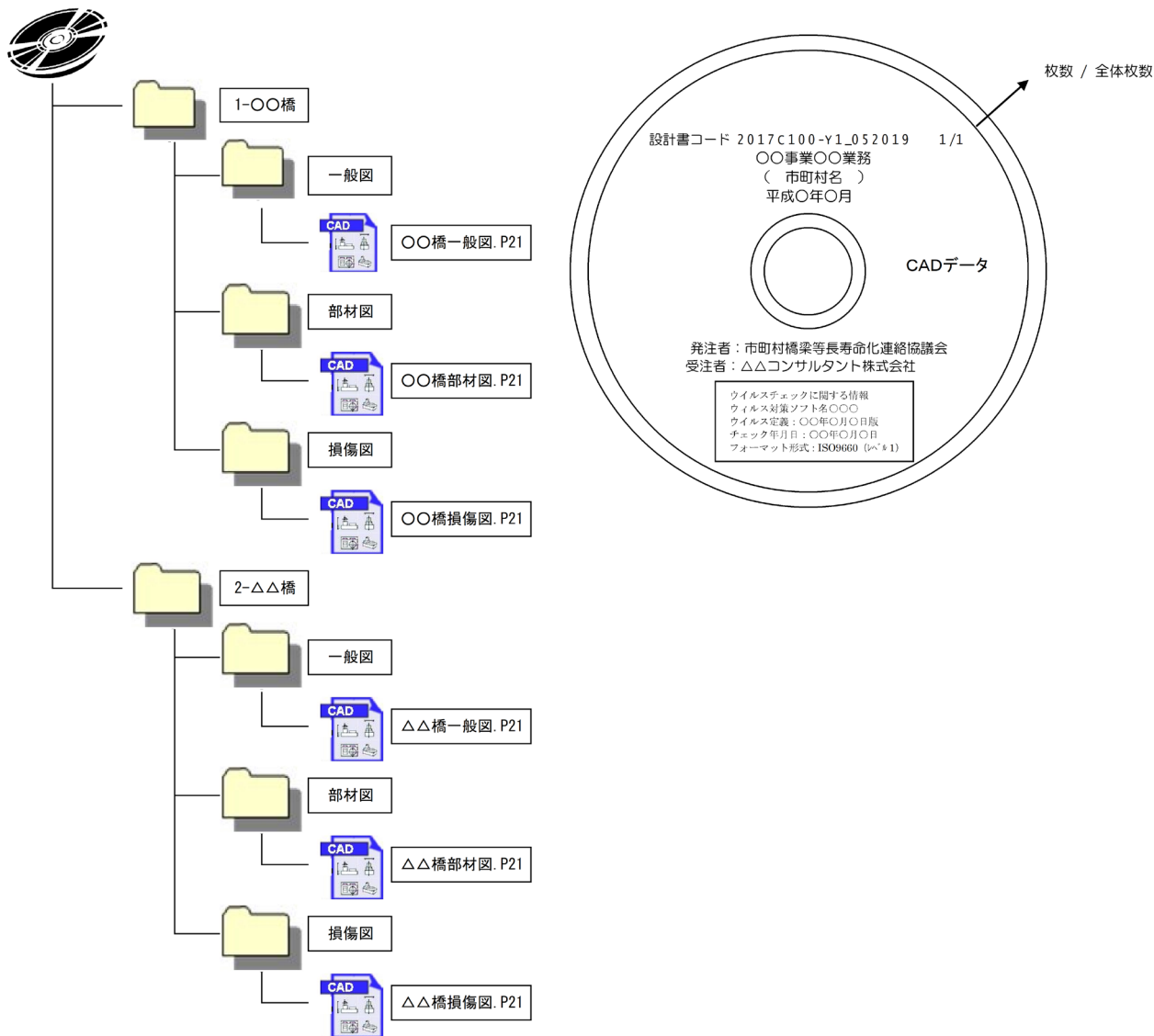


B-25 国交省提出様式(令和元年7月3日)「橋梁ID」追加について

- 1) 国交省提出様式(令和元年7月3日)版に「橋梁ID」の記入が追加されましたが、既に協議会様式での調書が作成されている時は協議会様式調書のID値を転記願います。但し、計測によるID値が協議会様式のID値と大きく異なっている場合は協議会に報告し処置について指示を受けてください。

B-26 包括点検成果品へのCD追加(CADデータ)について

- 1) 令和元年度包括点検業務から適用願います。
- 2) CDは協議会用、市町村用各1枚を作成し、右側のタイトル欄は「CADデータ」にして下さい。
- 3) フォルダのタイトルは「発注書の順番番号+橋梁名称、(例 1-山王橋)」とし、フォルダの中にCADデータを「P21」で収納して下さい。
- 4) 作成するCADデータは「一般図」、「部材図」、「損傷図」の3種類です。



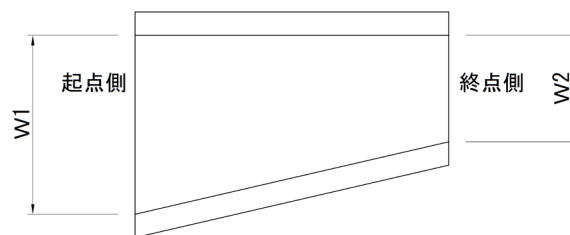
B-27 BOXカルバート頂版のとらえ方について(B-6に記載)整理確認

- 1) BOXカルバートの部材について「B-6」に記載しておりますが、表現があいまいであるので頂版部材は「床版として」捉えることといたします。従って、国交省様式調書、協議会様式調書、概要版の部材評価欄の記入は床版欄にして下さい

B-28 変形形状の為、起点側幅員と終点側幅員が異なる場合の幅員寸法について

- 1) 起点側と終点側の幅員が異なる場合(図参照)は、幅員の平均値を記載する。

$$\text{幅員} = \frac{W1(\text{起点側}) + W2(\text{終点側})}{2}$$



C のり面・土工構造物点検

C-1 発注時点の仕様では1物件としての点検になっているが、道路路肩から対象物件を見た時、複数の構造体が存在している。(例えば、盛土の下に擁壁がある場合等)

- 1) 道路から見た状態での表面積の大きい方を構造物として代表させる。面積がほぼ同数と推定される場合は、判定評価の低い方の構造物をその位置での構造物として代表させる。

C-2 発注では1物件であるが、沢筋や尾根等で二股に分かれて施設物が存在し、道路路肩には2か所で接している場合

- 1) 調書や属性集計表ではそれぞれの路肩に接する二つの物件として取り扱う。従って、施設IDも2か所で測定し、この旨を市町村に話し、了解を得ること。

C-3 協議会様式調書の「道路有効幅員」とはどの位置での計測か？または、路線の平均か？

- 1) 有効幅員の計測は、道路施設ID値の確認場所(施設が道路に接する起点が側のポイント)の道路有効幅員で行ってください。

D トンネル点検

D-1 トンネル診断書の「変状区分毎の健全性」の項で「外力」の単位が「スパン」になっているが「箇所」ではないか？

- 1) 診断書の「外力」欄には、変状が見られるスパン数を記入し、診断結果のコメント欄に「外力による変状箇所数」を記載する。

E 標識・照明点検

E-1 照明灯点検において、灯具形式の記号が判明しているが手引書No.22の一覧表に記号が記載されていない場合の処理について

- 1) 属性集計表には「その他」と記載し、調書には「その他(〇〇〇〇)」と括弧内に記号を記載する。

E-2 支柱形式が手引書に記載されているもの以外の形式の場合の処理について(例、その他(ポール照明方式、逆L型等)の場合)

- 1) 属性表の支柱形式欄には「その他」と記載し、協議会様式調書の支柱形式欄には「その他(ポール照明方式、逆L型)」と記載する。

E-3 支柱の設置形式が2種類以上の方式で行われている場合

(例: 橋梁の高欄に支柱が添加されているが、コンクリート基礎も存在している)

- 1) 属性表の基礎形式欄には「その他」と記載し、備考欄(照明の場合はNo.85)に「支柱高欄添架部は腐食により判定区分Ⅱ、コンクリート部は変状無し判定区分Ⅰ」等と記載する。
- 2) 協議会様式調書には、その他の欄に「支柱固定添架部」および「支柱固定コンクリート部」の項を追記して、それぞれの項に①～⑥までの該当する内容を記載する。

点検サイクル2巡目以降のQ&A 2A全般に関して

2A-1 前回施設ID値と現地計測値が一致しない場合の施設ID値はどのようにするか

- 1) 初回点検で定められた施設ID値はその施設のランドマークであるので変更しない。
- 2) 今回の現地計測値が、記載されている施設ID値と比較した時、小数点以下7桁目の数値が既存値の±5を超えた場合は、協議会調書の「緯度・経度の値」を変更する。
また、このことを協議会調書様式-2の点検履歴欄に記載する。

2A-2 前回点検と比較し、損傷状況に変化(判定評価が変わった)があった場合の表示

- 1) 2巡目以降点検用概要版「点検結果総括表」等の様に、カラー表示の記述を行う。
- 2) 国総研様式等の損傷図は下記を参考に記載する。
※ 損傷が進行している部材は「赤書」で注記とし、補修の終了した部材は「青書」で注記を行うものとした。
(※ 協議会様式において「損傷写真の撮影箇所を、損傷図に朱書き表示」する事は従来通り)

A1橋台

